

## IFRIC Update 2017 年 6 月

IFRIC Update は、IFRS 解釈指針委員会（委員会）が公開の会議で至った暫定決定の要約である。

IFRIC 解釈指針に関する決定は、委員会が解釈指針に関する正式な投票を行った後に初めて最終的なものとなる。IFRIC 解釈指針は国際会計基準審議会（審議会）による批准を要する。

委員会は、**2017 年 6 月 13 日**にロンドンで会合し、下記の項目について議論した。

- [現在のアジェンダにある項目](#)
- IFRS 第 9 号「金融商品」－ 認識の中止を生じない金融負債の条件変更又は交換（アジェンダ・ペーパー6E）
- IAS 第 23 号「借入コスト」－ 完成した適格資産に関する借入コスト（アジェンダ・ペーパー7）
- [委員会の暫定的なアジェンダ決定](#)
- IFRS 第 3 号「企業結合」－ 事業を構成しない資産グループの取得（アジェンダ・ペーパー2）
- IAS 第 28 号「関連会社及び共同支配企業に対する投資」－ 共通支配下の企業からの関連会社又は共同支配企業の取得（アジェンダ・ペーパー8）
- IAS 第 37 号「引当金、偶発負債及び偶発資産」－ 契約が不利かどうかを評価する際に考慮されるコスト（アジェンダ・ペーパー4）
- IAS 第 38 号「無形資産」－ 販売促進活動のために取得した物品（アジェンダ・ペーパー3）
- [委員会のアジェンダ決定](#)
- IAS 第 19 号「従業員給付」－ 他国の通貨を採用した国における割引率（アジェンダ・ペーパー6B）
- IAS 第 32 号「金融商品：表示」－ 中央清算の取次ぎを受けたデリバティブ（アジェンダ・ペーパー6D）
- IAS 第 33 号「1 株当たり利益」－ 参加型の資本性金融商品に係る支払から生じた税金（アジェンダ・ペーパー6C）
- IAS 第 41 号「農業」－ 果実生成型植物の上で生育する生物資産（アジェンダ・ペーパー6A）

### 関連情報

今後の IFRS 解釈指針委員会会議：

2017 年 9 月 12 日及び 13 日

2017 年 11 月 20 日及び 21 日

- [その他の事項](#)
- IAS 第 8 号「会計方針、会計上の見積りの変更及び誤謬」－ アジェンダ決定により生じた会計方針の変更（アジェンダ・ペーパー5）
- 委員会の仕掛案件（アジェンダ・ペーパー9）

## 現在のアジェンダにある項目

委員会は、現在のアジェンダにある以下の項目を議論した。

### **IFRS 第 9 号「金融商品」－ 認識の中止を生じない金融負債の条件変更又は交換（アジェンダ・ペーパー 6E）**

委員会は、金融負債の認識の中止が生じない償却原価で測定される金融負債の条件変更又は交換の会計処理に関する要望を受けた。より具体的には、この要望は、IFRS第9号を適用した場合、企業がこのような条件変更又は交換から生じた金融負債の償却原価の修正を当該条件変更又は交換の日に純損益に認識するかどうかを質問していた。

委員会は、アジェンダ決定を最終確定するというスタッフ提案を検討した。2017年3月に公表した暫定的なアジェンダ決定で要約された技術的分析には同意したが、委員会は、寄せられたコメントを踏まえて、この事項を審議会に照会することを決定した。

### **IAS 第 23 号「借入コスト」－ 完成した適格資産に関する借入コスト（アジェンダ・ペーパー7）**

委員会は、公開草案「IFRS基準の年次改善 2015－2017年サイクル」に含まれていたIAS第23号の修正案に対するフィードバックについて検討した。この修正は、適格資産が意図された使用又は売却の準備ができている場合に、当該適格資産を取得するために特別に行われた借入の残高を企業が一般借入の一部として扱う旨を明確化しようとするものである。

委員会は、審議会が当該修正案を文言変更の条件付きで最終確定することを提言した。修正を最終確定する際に、企業が適格資産以外の資産を取得するために特別に借り入れた資金を一般借入の一部として含めることを当審議会が明確化するよう提言した。

（今後のステップ）

審議会は、委員会の提言を将来のボード会議で議論する。

## 委員会の暫定的なアジェンダ決定

委員会は、以下の事項について検討を行い、委員会の基準設定アジェンダに追加しないことを暫定的に決定した。その代わりに、暫定的なアジェンダ決定のそれぞれに、可能な範囲で、IFRS 基準における関連する原則及び要求事項への参照を記載している。委員会は、これらの暫定決定（当該項目を基準設定アジェンダに追加しない理由を含む）を将来の会議で再検討する予定である。委員会は、関心のある関係者に対し、2017年8月21日までに Open for comment ページで回答を提出することを推奨する。委員会は、受け取ったすべての交信内容を公開の記録に掲載する。ただし、書き手が機密とすることを具体的に要請する場合は除く。その場合、書き手はその要請を十分な理由（例えば、商業上の機密）で裏付けなければならない。

### **IFRS 第 3 号「企業結合」－ 事業を構成しない資産グループの取得（アジェンダ・ペーパー2）**

委員会は、事業を構成しない資産グループの取得を企業がどのように会計処理するのかの明確化を求める要望を受けた。より具体的には、要望提出者は、下記の場合に、識別可能な取得した資産及び引き受けた負債への取引価格の配分方法についての明確化を求めた。

- a. 識別可能な資産及び負債の個々の公正価値の合計が、取引価格と異なり、かつ、
- b. 当該グループが、原価と原価以外の金額の両方で当初測定された識別可能な資産及び負債を含んでいる。

IFRS第3号の第2項(b)は、企業が資産グループの取得時に下記を行うことを要求している。

- a. 個々の識別可能な取得した資産及び引き受けた負債を識別して認識する。
- b. 当該グループの原価を個々の識別可能な資産及び負債にそれらの取得日現在の公正価値の比率に基づいて配分する。

他のIFRS基準には、特定の資産及び負債についての当初測定の要求事項が含まれている（例えば、金融商品に対してはIFRS第9号「金融商品」及び投資不動産に対してはIAS第40号「投資不動産」）。

委員会は、企業が当初に、グループの取引価格と識別可能な資産及び負債の個々の公正価値の合計額との間に差異がある可能性があると考えた場合には、取引価格を配分する前に、このような差異が本当に存在するのかどうかを評価するため、最初にそれらの個々の公正価値の算定に使用した手順を見直すと考えた。

委員会はそれから、グループの取得の会計処理についての2つの可能な方法を検討した。

第1のアプローチを適用した場合、企業はグループの取得を次のように会計処理する。

- a. 取得日に認識する個々の識別可能な取得した資産及び引き受けた負債を識別する。
- b. 識別可能な資産及び負債のそれぞれについての個々の取引価格を、グループの原価を当該資産及び負債の取得日現在の公正価値の比率に基づいて配分することによって決定する。
- c. 識別可能な取得した資産及び引き受けた負債のそれぞれに適切な基準における当初測定の要求事項を適用する。企業は資産又は負債が当初測定される金額と個々の取引価格との差額を、関連する要求事項を適用して会計処理する。

第2のアプローチを適用した場合、原価以外の金額で当初測定された識別可能な資産及び負債について、企業は当該資産又は負債を適用されるIFRS基準で定めている金額で当初測定する。企業はグループの取引価格から、原価以外の金額で当初測定された資産及び負債に配分された金額を除外し、残りの取引価格を残りの識別可能な資産及び負債にそれらの取得日現在の公正価値の比率に基づいて配分する。

委員会は、事業を構成しない資産グループの取得に関するIFRS第3号の第2項(b)の要求事項の合理的な読み方は、このアジェンダ決定で示した2つのアプローチのいずれかとなると結論を下した。委員会は、企業は自らの要求事項の読み方をこのような取得のすべてに整合的に適用すると考えた。

分析を踏まえて、委員会は資産グループの取得に関するプロジェクトを基準設定アジェンダに追加すべきかどうかを検討した。委員会は、このアジェンダ決定に示した2つのアプローチを適用した結果が、企業が報告する金額に重要な影響があると見込まれるという証拠を得なかった。したがって、委員会はこの事項を基準設定アジェンダに追加しないことを「決定した」。

#### IAS第28号「関連会社及び共同支配企業に対する投資」 — 共通支配下の企業からの関連会社又は共同支配企業の取得（アジェンダ・ペーパー8）

委員会は、共通支配下の企業からの関連会社又は共同支配企業に対する持分の取得の会計処理方法の明確化を求める要望を受けた。特に、要望提出者は、IFRS第3号「企業結合」の第2項(c)における共通支配下の事業結合についての範囲除外を類推適用することが適切かどうかを質問した。

委員会は、IAS 第 28 号には共通支配下の企業からの関連会社又は共同支配企業に対する持分の取得についての範囲除外がないことに着目した。したがって、企業はこのような持分を取得する際に IAS 第 28 号の要求事項を適用する。委員会は、企業は IFRS 第 3 号における共通支配下の事業結合についての範囲除外を類推適用しないと結論を下した。その際に、委員会は、関連会社又は共同支配企業に対する持分を会計処理する際に使用する手続に関する IAS 第 28 号の第 26 項の要求事項は、IFRS 第 3 号の第 2 項(c)を類推適用する根拠として使用すべきではないことに留意した。

委員会は、持分の取得を会計処理する際に、企業は取引が所有者としての立場での所有者との取引を含んでいるかどうかを評価することになると考えた。その場合、企業は当該投資の原価を所有者との取引を考慮に入れて決定する。

委員会は、IFRS 基準における要求事項が、共通支配下の企業からの関連会社又は共同支配企業に対する持分の取得を企業が会計処理するための適切な基礎を提供しているという結論を下した。したがって、委員会はこの事項を基準設定アジェンダに追加しないことを [決定した]。

#### **IAS第37号「引当金、偶発負債及び偶発資産」 — 契約が不利かどうかを評価する際に考慮されるコスト（アジェンダ・ペーパー4）**

委員会は、IAS 第 37 号を適用して不利な契約に係る引当金を認識すべきかどうかを評価する際に、企業がどのコストを考慮するのかの明確化を求める要望を受けた。特に、要望提出者は、過去に IAS 第 11 号「工事契約」の範囲に含まれていた顧客との契約への IAS 第 37 号の適用に関して質問した。

IAS 第 37 号の第 5 項(g)及び IFRS 第 15 号「顧客との契約から生じる収益」の BC296 項で述べているように、企業は IFRS 第 15 号を適用する契約が不利かどうかを評価する際に IAS 第 37 号の第 66 項から第 69 項を適用する。したがって、委員会は、このような契約が不利かどうかを評価する際にどのコストを考慮すべきかを決定するにあたり、企業は IAS 第 11 号における工事契約原価に関する従前の要求事項も IFRS 第 15 号における契約に直接関連するコストに関する要求事項も適用しないと結論を下した。

IAS 第 37 号の第 68 項は、不利な契約の定義を記載している。契約が不利かどうかを評価する際に、企業は契約による義務を履行するための不可避的なコストを、当該契約により受け取ると見込まれる経済的便益と比較する。契約による不可避的なコストとは、当該契約の履行のコストと当該契約の不履行により発生する補償又は違約金のいずれか低い方である。

委員会は、契約を履行するための不可避的なコストに関する IAS 第 37 号の第 68 項の要求事項を適用する 2 つの可能な方法を検討した。

- a. 不可避的なコストとは、企業が当該契約を有しているために回避できないコストである（例えば、間接費が契約を完了するために必要な活動について生じる場合には、企業はその間接費の配分を含めることになる）。
- b. 不可避的なコストとは、企業が当該契約を有していなかったとすれば生じなかったコストである（「増分コスト」と呼ばれることが多い）。

委員会は、契約を履行するための不可避的なコストに関する IAS 第 37 号の第 68 項の要求事項の合理的な読み方は、このアジェンダ決定に示した 2 つの方法のいずれかとなると結論を下した。委員会は、企業は自らの当該要求事項の読み方をすべての該当する契約に適用すると考えた。

委員会は、IAS 第 37 号の第 69 項が、不利な契約に係る別個の引当金を設定する前に当該契約に専用の資産に係る減損を認識することを企業に要求していることにも着目した。

分析を踏まえて、委員会は、この要求事項の可能な読み方のうちの 1 つを削除するためのプロジェクトを基準設定アジェンダに追加すべきかどうかを検討した。委員会は、不利な契約に関する要求事項のいくつかについての修正は、それらの要求事項のすべての包括的な見直しを行わないと開発できないと判断した。こ

これを念頭に、委員会は、既存の IFRS 基準の枠内でこの事項を効率的に解決することはできないであろうと結論を下した。したがって、委員会はこの事項を基準設定アジェンダに追加しないことを [決定した]。

#### **IAS第38号「無形資産」 – 販売促進活動のために取得した物品（アジェンダ・ペーパー3）**

委員会は、販売促進活動の一環として配布する物品を企業がどのように会計処理するのかの明確化を求める要望を受けた。要望提出者は、製薬企業が販売促進活動の一環として医師に配布するための物品（冷蔵庫、空調機器、時計など）を取得する状況を記述していた。要望提出者は、報告日現在で未配布のままとなっているこのような物品を企業がどのように会計処理するのかを質問した。

企業が宣伝又は販売促進活動を行うために使用する物品を取得する場合に、IAS 第 38 号の BC46B 項は、そのような物品にはそれらの活動を行うこと以外に目的はないと説明している。言い換えると、それらの物品の企業にとっての唯一の便益は、ブランド又は顧客関係を開発又は創出することであり、それが収益を生み出す。しかし、IAS 第 38 号を適用して、企業は自己創設のブランド又は顧客関係を認識しない。

したがって、IAS 第 38 号の第 69 項は、販売促進活動だけのために取得したそのような物品にアクセスする権利を企業が有している場合には、当該物品に対する支出を企業が費用として認識することを要求している。IAS 第 38 号の第 69A 項は、企業は物品を所有している場合にはそれにアクセスする権利を有していると述べている。したがって、企業は、これらの物品を所有しているか、又はそれ以外で、当該物品を配布するかどうかに関係なくそれにアクセスする権利を有している場合には、当該物品に対する支出を費用として認識する。

委員会は、IAS 基準の要求事項が、要望書に記述された物品を企業が会計処理するための適切な基礎を提供していると結論を下した。したがって、委員会はこの事項を基準設定アジェンダに追加しないことを [決定した]。

## **委員会のアジェンダ決定**

#### **IAS第19号「従業員給付」 – 他国の通貨を採用した国における割引率（アジェンダ・ペーパー6B）**

委員会は、他国の通貨（米ドル）を公式又は法定の通貨として採用した国（エクアドル）において、退職後給付債務を割り引くために使用する率（割引率）を企業がどのように決定するのかを明確化するよう求める要望を受けた。企業の退職後給付債務は米ドル建である。要望提出者は、企業が営業を行っている国（エクアドル）において米ドル建の優良社債の厚みのある市場はないと述べている。

要望提出者は、この状況において、企業は米ドル建の優良社債が発行されている他の市場又は国（例えば、米国）における当該社債の市場の厚みを考慮するのかどうかを質問した。米ドル建の優良社債に厚みのある市場がない場合には、IAS 第 19 号は、割引率を決定する際に、米ドル建の国債の市場利回りを使用することを企業に要求している。要望提出者は、企業はエクアドル政府が発行した米ドル建債券の市場利回りを使用することができるのか、それとも企業は他の市場又は国における政府が発行した米ドル建債券の市場利回りを使用することを要求されるのかを質問した。

委員会は、IAS 第 19 号の第 83 項を適用すると次のようになることに着目した。

- a. 退職後給付債務が特定の通貨建となっている企業は、当該通貨建の優良社債の市場の厚みを評価する。企業はこの評価を自らが営業を行っている市場又は国に限定せず、当該通貨建の優良社債が発行されている他の市場又は国も考慮する。
- b. 当該通貨建の優良社債に厚みのある市場がある場合には、企業は報告期間の末日現在の優良社債の市場利回りを参照して割引率を決定する。たとえ企業が営業を行っている市場又は国においてそうした



債券の厚みのある市場がない場合であっても同じである。この状況においては、企業は割引率を決定するために国債の市場利回りを使用しない。

- c. 当該通貨建の優良社債に厚みのある市場がない場合には、企業は当該通貨建の国債の市場利回りをを用いて割引率を決定する。
- d. 企業は割引率を決定する際に参照すべき優良社債又は国債の適切な母集団を決定するために判断を適用する。債券の通貨及び期間は、退職後給付債務の通貨及び見積期間と整合的でなければならない。

委員会は、割引率は制度資産に係る期待利回りを反映しないことに留意した。IAS 第 19 号の BC130 項は、債務の測定は制度が実際に保有している制度資産の測定とは独立とすべきであると述べている。

さらに、委員会は IAS 第 19 号の第 75 項と第 83 項の要求事項の間の相互関係を考慮した。IAS 第 19 号の第 75 項は、数理計算上の仮定が互いに矛盾しないことを要求している。委員会は、IAS 第 19 号の第 83 項の要求事項を適用して算出された割引率が他の数理計算上の仮定と両立するのかどうか及びどの程度両立するのかを評価することは可能ではないと結論を下した。したがって、企業は割引率を決定する際に IAS 第 19 号の第 83 項の要求事項を適用する。

委員会は、IAS 第 19 号の要求事項が、他国通貨を公式又は法定の通貨として採用した国で企業が営業を行っている場合に企業が割引率を決定するための適切な基礎を提供していると結論を下した。したがって、委員会はこの事項を基準設定アジェンダに追加しないことを決定した。

#### **IAS第32号「金融商品：表示」 — 中央清算の取次ぎを受けたデリバティブ（アジェンダ・ペーパー6D）**

いくつかの法域は、特定のデリバティブについて中央決済機関（CCP）を通じて清算することを強制している。CCP を通じて清算するためには、企業は清算参加者（「清算ブローカー」と呼ばれる場合もある）でなければならない。清算が要求される商品の種類やそれを取り巻く法的枠組みは法域間で異なっている。

委員会は、清算参加者の観点からの中央清算の取次ぎを受けたデリバティブの会計処理を明確化するように求める要望を受けた。

委員会は、清算参加者はまず金融商品に関する要求事項を適用するという結論を下した。より具体的には、委員会は次のことに着目した。

- a. 取引により IFRS 第 9 号「金融商品」（又は IAS 第 39 号「金融商品：認識及び測定」）の範囲に含まれる契約が生じる場合には、清算参加者は当該契約に IFRS 第 9 号の 3.1.1 項（IAS 第 39 号の第 14 項）の認識の要求事項を適用する。清算参加者は、IFRS 第 9 号（又は IAS 第 39 号）に従って、金融資産と金融負債を財政状態計算書において別々に表示する。ただし、IAS 第 32 号の第 42 項の相殺の要求事項に従って純額表示が要求されている場合は除く。
- b. 取引が IFRS 第 9 号（IAS 第 39 号）の範囲に含まれず、他の IFRS 基準が具体的に当てはまらない場合には、その場合に限り、清算参加者は、IAS 第 8 号「会計方針、会計上の見積りの変更及び誤謬」の第 10 項から第 12 項のヒエラルキーを適用して、当該取引についての適切な会計方針を決定する。

委員会は、IFRS 基準における諸原則及び要求事項は、中央清算の取次ぎを受けたデリバティブを清算参加者が会計処理するための適切な基礎を提供しているという結論を下した。したがって、委員会は、この事項を基準設定アジェンダに追加しないことを決定した。

#### **IAS第33号「1株当たり利益」 — 参加型の資本性金融商品に係る支払から生じた税金（アジェンダ・ペーパー6C）**

委員会は、基本的 1 株当たり利益（EPS）を計算する際に企業が普通株主に帰属する純利益をどのように算定するのかを明確化するように求める要望を受けた。要望書に記述された事実パターンでは、

- a. 企業は2つのクラスの資本性金融商品（普通株式と参加型資本性金融商品）を有している。参加型持分保有者は、あらかじめ決定された算式に従って、普通株主とともに配当に参加する。
- b. IAS 第32号「金融商品：表示」を適用して、企業は参加型金融商品を資本に分類する。配当は、普通株主に配当が支払われる場合にのみ参加型持分保有者に支払われる。
- c. 参加型金融商品に係る配当は、税務上損金算入される。したがって、そうした支払は課税所得を減少させ、それゆえ税務当局に支払うべき法人所得税を減少させる（「税務上の便益」）。

要望提出者は、基本的 EPS の計算で普通株主に帰属する純利益（すなわち、分子）を算定する際に、参加型持分保有者への純利益の仮想的分配から生じる税務上の便益を企業が反映するのかどうかを質問した。

IAS 第33号の A14 項は、さまざまなクラスの株式及び参加型資本性金融商品への純利益の配分を、配当の権利及び未処分利益に対する他の権利に従って行うことを企業に要求している。IAS 第33号の A14 項は、普通株式及び参加型資本性金融商品に対する純損益（累積配当及び当期に宣言された配当について調整後）の配分を、当期の純損益のすべてが分配されたかのように（すなわち、仮想的分配）、利益に対する各金融商品の持分の範囲で行うことを要求している。

委員会は、要望書に記述されていた事実パターンにおいて基本的 EPS を計算する際に、企業は、普通株主に帰属する純損益を税務上の便益のうち当該普通株主に帰属する部分について調整すると結論を下した。これは、税務上の便益は IAS 第33号の A14 項で要求されている参加型持分保有者への純利益の分配の直接の結果であるからである。企業は、当該税務上の便益を資本に認識するのか純損益に認識するのかに関係なく、この会計処理を適用する。

委員会は、この処理は IAS 第33号の第11項に示されている基本的 EPS の目的（すなわち、報告期間にわたる企業の業績に対する各普通株式の持分の測定値を提供すること）とも整合的であることに着目した。

委員会は、IAS 第33号における原則及び要求事項は、要望書に記述されていた事実パターンにおいて企業が基本的 EPS を計算するための適切な基礎を提供しているという結論を下した。したがって、委員会はこの事項を基準設定アジェンダに追加しないことを決定した。

（設例）

委員会は、アジェンダ決定に付属する教育マテリアルとして設例を公表することを決定した。

#### **IAS第41号「農業」 — 果実生成型植物の上で生育する生物資産（アジェンダ・ペーパー6A）**

委員会は、果実生成型植物の上で生育する生産物の公正価値測定に関する要望を受けた。より具体的には、この要望は、油ヤシの上で生育する果実を、企業が IAS 第41号の第30項を適用して公正価値の推定を反証する可能性のある生物資産の一例と委員会が考えるかどうかを質問した。

委員会は次のことに着目した。

- a. IAS 第41号の第5C項は、果実生成型植物の上で生育する生産物は生物資産であると述べている。したがって、企業は油ヤシに生育する果実を IAS 第41号を適用して会計処理する。
- b. IAS 第41号の第10項における認識の要求事項は、どのような場合に企業が油ヤシの上で生育する果実を油ヤシ自体（企業は油ヤシに IAS 第16号「有形固定資産」を適用して会計処理する）と区別して認識するのかを定めている。企業は、過去の事象の結果として生物資産を支配していて、当該資産に関連した将来の経済的便益が企業に流入する可能性が高く、当該資産の公正価値又は原価を信頼性をもって見積れる場合には、当該資産を認識する。
- c. IAS 第41号の第12項を適用し、企業は、生物資産を当初認識時及び各報告期間の期末日に売却コスト控除後の公正価値で測定する。ただし、IAS 第41号の第30項に記述されている場合を除く。

- d. IAS 第 41 号の第 30 項は、生物資産について公正価値を信頼性をもって測定することができるという推定を含んでいる。しかし、この推定は、市場価格が利用可能でなく代替的な公正価値測定が明らかに信頼できないと判断される生物資産について、当初認識時にのみ反証することができる。IAS 第 41 号の第 30 項は、いったんこうした生物資産の公正価値が信頼性をもって測定できるようになった後は、企業は当該資産を売却コスト控除後の公正価値で測定すると述べている。

委員会は、IAS 第 41 号の第 30 項の「明らかに信頼できない」への言及は、推定を反証するためには、企業はどの公正価値測定も明らかに信頼できないことを立証しなければならないことを示唆していると結論を下した。IAS 第 41 号の BC4C 項は、果実生成型植物に関する IAS 第 41 号の修正を開発した際に、果実生成型植物の上で生育する生産物の公正価値測定が明らかに信頼できない可能性があるのは、企業が重大な実務上の困難に遭遇した場合であると審議会が予想していたことを示唆している。しかし、委員会は、逆は必ずしも真ではないと考えた。すなわち、企業が重大な実務上の困難に遭遇するとしても、これは必ずしも、生産物のどの公正価値測定も明らかに信頼できないということを意味しない。BC4C 項において、審議会は、この状況で、企業はその測定が明らかに信頼できないのかどうかを検討すべきであると考えていた。

委員会は、要望書が、裏付け可能な仮定の考え得る相違（これは著しく異なる評価を生じる可能性がある）が、IAS 第 41 号の BC4C 項で言及されている「重大な実務上の困難」を構成するののかどうかを質問しているように思われることにも着目した。委員会は、これは重大な実務上の困難の証拠ではなく、それ自体及びそれ単独では、明らかに信頼できないことにはならないと結論を下した。

委員会は、IAS 第 1 号「財務諸表の表示」の第 125 項が、翌事業年度中に資産及び負債の帳簿価額に重要性のある修正を生じる重要なリスクがある仮定及び見積りに関する情報を開示することを企業に要求することに留意した。さらに、IFRS 第 13 号「公正価値測定」の第 91 項では、公正価値測定の作成に使用された評価技法及びインプット並びにレベル 3 のインプットを用いた測定の影響を財務諸表の利用者が理解するのに役立つ情報を開示することを企業に要求している。

委員会は、要望書が委員会に、果実生成型植物の上で生育する特定の種類の生産物に関する公正価値測定が明らかに信頼できないかどうかの結論を下すよう求めていることに着目した。委員会は、委員会の役割は非常に個別性の高い適用上の疑問について結論を下すことではない（特に、IFRS 基準を適用する際に要求される判断の適用に関するものである場合には）と決定した。したがって、委員会はこの事項を基準設定アジェンダに追加しないことを決定した。

#### **（アジェンダ・ペーパー6A：審議会への報告書）**

果実生成型植物の上で生育する生物資産の公正価値に関する暫定的なアジェンダ決定に対するフィードバックが、IFRS 第 13 号の適用後レビューの一部として審議会に報告される予定である。

## その他の事項

### **IAS第8号「会計方針、会計上の見積りの変更及び誤謬」 – アジェンダ決定により生じた会計方針の変更（アジェンダ・ペーパー5）**

委員会は、会計方針の自発的な変更（特に、委員会が公表するアジェンダ決定により生じた会計方針の変更）についてのIAS第8号の要求事項によって生じる課題に対処すべきかどうか、また、その場合にはどのように対処すべきかに関するフィードバックを提供した。

審議会は、この論点を2017年6月の会議で議論する際に、委員会メンバーからのフィードバックを考慮する予定である。

### **委員会の仕掛案件（アジェンダ・ペーパー9）**



委員会は、今後の会議での検討のための1つの新たな要望に関する報告書を受け取った。さらに委員会は、コメント期間が終了した2つの暫定的なアジェンダ決定についての情報を受けた。受け取ったコメントの分析は今後の会議で提示される。

Disclaimer: The content of this *Update* does not represent the views of the International Accounting Standards Board or the IFRS® Foundation and is not an official endorsement of any of the information provided. The information published in this *Update* originates from various sources and is accurate to the best of our knowledge.

免責事項：本アップデートの内容は、IASB 及び IFRS 財団の見解を表わすものではなく、提供されるいかなる情報も公式に承認されたものではない。本ニュースレターで公表される情報は、さまざまな情報源から作成しており、我々の知識の限りにおいて正確なものである。

Copyright © IFRIC *Update* is published after every IFRS Interpretations Committee meeting by the IFRS Foundation.

コピーライト © IFRIC *Update* は各 IFRS 解釈指針委員会会議の後に IFRS 財団により公表されるものである。

ISSN 1477-206X